令和5年度第1回いじめ対策総点検（報告）

県教育委員会による、令和5年度第1回いじめ対策総点検が、下記の通り実施されました。内容は下記のとおりです。

今回のいじめ対策総点検を活かし、生徒が安心安全に楽しい学校生活を送ることができるよう、引き続き、全職員でいじめのない学校づくりに取り組んでまいります。

記

1 日　程 令和5年 10 月 25 日（水）14 時～15 時 30 分
2 会　場 県立川西高等特別支援学校 応接室
3 訪問者 県教育庁生徒指導課副参事・指導主事 1名
県教育庁義務教育課指導主事 1名
4 参加者 校長、教頭、いじめ対策推進教員（生徒指導主事）
5 内 容
(1)学校見学
(2)書類点検と現状の聞き取り、協議（自校体制について）
・学校の組織力の強化について
・教員の意識改革と指導力・対応力の向上について
・相談しやすい体制について
・保護者との連携について
・いじめの未然防止について

6 指導事項

＜学校の組織力の強化について＞

・いじめが疑われる事案が発生した際は、担当教職員が抱え込むことなく、迅速にいじめ防止等対策委員会に報告し、校長を中心に組織として対応するよう、今後も徹底すること。
・いじめ防止基本方針は毎年見直しを行い、変更がない場合も年度をつける等して更新し、学校HPに掲載する。また、いじめ防止基本方針を保護者に確実に周知するよう、PTA総会や入学説明会の資料に入れる等について検討すること。
・スクールカウンセラーに会議録を回覧する等により、いじめ防止等対策の一員として情報共有すること。
・いじめ防止基本方針には警察との連携が盛り込まれている。このことについて、口頭あるいは紙面で保護者に伝えておくことが大切である。

＜教員の意識改革と指導力・対応力の向上について＞

・生徒同士のちょっとしたトラブルでも、いじめの定義に当てはまることが多い。発生直後の対応で解決したと思っても、後になって再発し困難化するケースもある。積極的にいじめとして認知していく姿勢が大切である。

＜保護者との連携について＞

・いじめ対応方針は、被害生徒の保護者・加害生徒の保護者に対して丁寧に伝え、保護者の意見などをよく聞き取ること。